

# 公 示

第五管区海上保安本部長公示第36号  
水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和元年8月28日

第五管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名 称 高知県幡多土木事務所
  - (2) 住 所 高知県四万十市古津賀4-61
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区 域 下田港（別添付図のとおり）
  - (2) 期 間 令和元年9月17日から  
令和2年3月10日までのうち10日間
  
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS測量機による測位及び音響測深機による測深
  
- 4 航行船舶に対する安全措置
  - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
  - (2) 五管区水路通報第33号（令和元年8月30日発行）

